

学校いじめ防止基本方針

- 1 基本方針のねらい
- 2 いじめとは
 - (1)いじめの定義
 - (2)いじめに対する基本的な考え方
 - (3)いじめの構造やその背景
 - (4)いじめの一般的態様
- 3 指導体制
 - (1)対策組織
 - (2)指導計画
 - (3)いじめの未然防止
 - (4)いじめの早期発見
- 4 いじめへの対応について
 - (1)対策委員会への報告
 - (2)いじめへの対応
 - (3)いじめの解消
- 5 重大事態への対応について
 - (1)重大事態の定義
 - (2)重大事態への対応
- 6 周知・評価
- 7 学校いじめ防止プログラム

【別冊】 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

青森県立田名部高等学校(定時制の課程)

令和7年4月

学校いじめ防止基本方針

青森県立田名部高等学校(定時制の課程)

1 基本方針のねらい

本校定時制の課程は校訓「自律・協和・純正」のもと、自分の個性を伸ばし、主体的に学び、自らの力で人生を切り拓く生徒、多様な他者を尊重し、協働しながら、集団や社会に積極的に参画できる生徒、素直で豊かな心を持ち、積極的に地域の課題に向き合い、解決に向けて考え、行動できる生徒の育成を目標としている。そのためには全ての生徒が日々安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、生徒とともに人権を守る土壌を育み、いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくりに取り組む必要がある。学校いじめ防止基本方針は、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に迅速かつ適切に対応するために定めるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また「けんか」は双方向のいじめと捉えることや、好意からの行動でも、相手に心身の苦痛を与えることがあり得ることを考慮する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは絶対に許されないこと、どこでも・どの生徒にも（加害・被害問わず）起こり得るということを学校全体で認識するとともに、「される側にも原因がある」という誤った考えを一切持たず、いじめを受けた生徒を徹底して守りぬくという立場を貫く。

(3) いじめの構造やその背景

いじめは「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけでなく、例えば無秩序性や閉塞性といった所属集団の構造上の問題、周りで面白がる「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」などの存在も影響するため、学校やクラス全体でいじめを許容しない集団をつくる必要がある。

(4) いじめの一般的態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

冷やかし・からかい・悪口	仲間はずれ・集団無視・避ける
ぶつかる・叩く・蹴る	金品をたかる・盗む・壊す・汚す・捨てる
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	
パソコンや携帯電話等での誹謗中傷 等	

3 指導体制

(1) 対策組織

いじめの未然防止、早期発見、事案対処のために必要な措置を、学校全体・教育活動全体を通して、総合的かつ効果的に推進するため、校長・教頭・生徒支援部主任・ハートフルリーダー・各年次担任・養護教員を構成員とする、いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）を置く。ただし、校長が必要と認めたときは他の関係職員を加えることができる。

また重大事態が発生した場合は、後述「5 重大事態への対応について」にある、いじめ調査組織委員会を設置する。

いじめの認知、情報収集と記録、指導や関係機関への対応等はすべて対策委員会が組織的に対応する。

(2) 指導計画

いじめ防止に関する多様な取り組みを、教育活動全体を通して体系的・計画的に行うため、学校いじめ防止プログラムを定める。また、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを年間の指導計画に取り入れる。

(3) いじめの未然防止

全ての生徒が安心して学習できる学校をつくることが未然防止の第一歩となる。そのためホームルーム活動や校内研修などで、全生徒・全教職員がどのような行為がいじめにあたるのか、いじめの疑いがある場合に誰がどう行動すればいいかを確実に共通理解する。また、いじめを行う要因として、過度の競争的価値観、それに伴う勉強や人間関係からの劣等感や焦り、日常のストレスなどが考えられるため、教育活動全体を通して、自他ともに認め合い、高め合うことができるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、他者と関わることや他者の役に立つことの喜びを感じられる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。授業では、苦手とする教科でも活躍できる場面をつくる、間違っても周りが冷やかさない環境をつくるなど、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

(4) いじめの早期発見

いじめは教職員や大人の気付きにくいところで行われ潜在化しやすいため、教職員は生徒との距離が近くなるよう積極的にコミュニケーションをとり、学校や家庭での生活の状況を敏感にキャッチする。また、生徒の微妙な変化に気付けるようチェックリストを活用したり、月ごとの無記名アンケートや学期ごとの記名アンケートを実施したり、個人面談週間を実施したりしていじめの早期発見に努める。

4 いじめへの対応について

(1) 対策委員会への報告

いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止め、対策委員会に状況を報告する。また、アンケートや生徒・保護者等から情報を得た場合も同様に、個人対応や対応不要の判断をせず、必ず報告する。その際、必要な場合は他の教職員の協力を得ながら、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。対策委員会への報告については、情報集約担当はハートフルリーダーとし、情報入手の経緯、いつどこで、誰が誰に、どのような行為をしたか、その時の生徒の様子、それに対してどのように対応したかを報告する。

(2) いじめへの対応

ハートフルリーダーは報告された情報を記録し、その記録をもとに対策委員会は担当者を決め、関係生徒から事情を聞き取るなどして事実確認をする。その後、いじめであるかどうかを学校の設置者に報告するとともに、いじめと認知した場合は被害・加害生徒の保護者等に伝え（電話等ではなく直接会う）、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。その際は、【別冊】いじめ早期発見・事案対処マニュアルを参照しながら適切に対応する。なお、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ア いじめられた生徒又はその保護者等への支援

状況に応じて複数の教職員で見守りを行う、いじめた生徒を別室におく、心理や福祉等の外部専門家の協力を得るなど、いじめられた生徒の安全を確保し、寄り添い支えられる体制をつくる。また、家庭訪問等で保護者等に直接会い、それまでの状況や今後の対応などを説明する。その後、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行い、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

必要に応じて心理や福祉等の外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者等に直接会い、理解や納得を得た上で、学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、何があってもいじめは許されないことやいじめられた生徒の苦しみを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、指導は懲戒等を含め毅然とした対応をとるが、罰することが目的ではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) いじめの解消

いじめを行った生徒による謝罪のみで解消とはならず、解消したと判断するには少なくとも次の2点をともに満たす必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

アに関しては少なくとも3か月を目安とするが、被害の重大性や再発の可能性を踏まえた期間を必要とする。また、イに関してはいじめを受けた生徒本人及びその保護者等との面談等で確認する。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次の2点のどちらかが発生した場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アに関しては、例えば生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。また、イにおける「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断したとき、または生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、直ちに県教育委員会を通じて知事に報告する。また、対策委員会に、必要に応じて学校評議員、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関（医師・弁護士）等専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた「いじめ調査組織委員会」を設置し、調査・事態の解決にあたる。なお、事案によっては県教育委員会が設置する組織が調査の主体となるため、調査組織に全面的に協力し事態の解決に向けて対応する。

6 周知・評価

いじめ防止等については地域とともに取り組む必要があるため、基本方針については学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会・PTA総会・三者面談などあらゆる機会を利用して保護者等や地域に情報発信していく。

また、いじめ防止等の実効性を高めるため、基本方針に基づく実施状況を学校評価の評価項目に位置付け評価するとともに、基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。その際、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員等地域からの意見を積極的に取り入れるよう留意する。

7 学校いじめ防止プログラム（田名部高等学校 定時制の課程）

時期	実施内容	場 面	対 象	主 管
4 月	基本方針の確認と生徒情報の共通理解	職員会議	教職員	生徒支援部
	ホームルーム組織作り	ホームルーム活動	生 徒	各年次担任
	個人面談週間	放課後	生 徒	各年次担任 (1年次は養護教員面談を含む)
	情報モラル教室	特別活動	生 徒	生徒支援部
	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
5 月	生徒指導だより配布	成績通知	保護者等	生徒支援部
	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
6 月	遠足	生徒会行事	生 徒	生徒支援部
	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
7 月	生徒指導だより配布	成績通知	保護者等	生徒支援部
	田高祭	生徒会行事	生 徒	生徒支援部
	いじめアンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
8 月	三者面談	夏季休業中	生 徒	各年支援任
	職員研修	夏季休業中	教職員	ハートフルリーダー
	個人面談週間	放課後	生 徒	各年次担任
9 月	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	校内生徒生活体験発表大会	学校行事	生 徒	生徒支援部
10 月	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	体育祭	生徒会行事	生 徒	生徒支援部
11 月	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	競技大会	生徒会行事	生 徒	生徒支援部
12 月	生徒指導だより配布	成績通知	保護者等	生徒支援部
	いじめアンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
1 月	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
2 月	生活調査アンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部
	学校いじめ防止基本方針の点検	いじめ防止 対策委員会	委 員	生徒支援部
3 月	個人面談週間	放課後	生 徒	各年次担任
	生徒指導だより配布	成績通知	保護者等	生徒支援部
	いじめアンケート（記名）	ホームルーム活動	生 徒	生徒支援部

いじめ早期発見・事案対処マニュアル

- 1 対応の流れ
- 2 いじめ早期発見のためのチェックリスト（文部科学省資料）
- 3 月ごとの生活調査アンケート（無記名）
- 4 学期ごとのいじめアンケート（記名）
※封筒に入れ、後日回収
- 5 対象別いじめへの具体的対応
（青森県教育委員会 いじめ問題対応の手引き 平成26年3月）

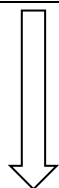
青森県立田名部高等学校（定時制の課程）

令和7年4月

1 対応の流れ

いじめの疑い

- ・本人、保護者等からの訴え
- ・他の生徒からの情報
- ・アンケートの結果
- ・教職員の気づき など

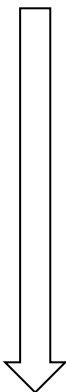


- ハートフルリーダーへ報告 いつどこで、誰が誰に、どのような行為をしたのか、その時の生徒の様子、それに対してどのように対応したか
- ハートフルリーダーは生徒支援部主任・教頭・校長へ報告し、対策委員会開催

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒支援部主任・ハートフルリーダー・各年次担任・養護教員

- ①事実確認
- ②いじめかどうか判断
- ③担当者・対応を決める
- ④全教職員に伝達
- ⑤関係機関との連携・報告



- 県教育委員会への報告（生徒指導主事連絡協議会資料Ⅲ参照）
 - ①様式1号ー1（法第23条）いじめ防止対策推進法に基づく報告（送信票）
いじめの確認に時間がかかりそうな場合にFAXかメールで提出する。
 - ②様式1号ー2（法第23条）事実確認後、いじめであってもそうでなくても郵送で提出する。
（「7 いじめの解消についての報告」は2回目以降の報告でのみ記入）
 - ③様式1号ー2（法第23条） いじめが解消したら「7 いじめの解消についての報告」を記入して提出する。解消が長引いた場合は1か月に1回程度の提出を続ける。

いじめへの対応

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	・心身の安全確保 ・いじめから徹底して守り通す ・心のケア	・いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる ・特別指導等の検討	・「観衆」「傍観者」への指導 ・個人情報に留意しながら集会等で説明
保護者等	・事実関係の説明 ・今後の指導方針及び具体的な取組を説明	・事実関係の説明 ・いじめを受けた生徒への謝罪の検討	・当該生徒とその保護者等に確認をとり、個人情報に留意しながら経緯説明



再発防止に向けた取組

- 原因の詳細な分析－事実の整理、指導方針の再確認、必要に応じて外部専門家と連携
- 学校体制の改善・充実－生徒指導体制の点検・改善、教育相談体制の強化、校内研修の実施
- 指導内容及び指導方法の改善・充実－生徒の居場所づくり、絆づくり、学級経営の見直し
分かる授業の展開、自己有用感を獲得できる授業・行事
- 家庭・地域との連携強化－教育方針・いじめ防止基本方針の周知、学校評価アンケート

2 いじめ早期発見のためのチェックリスト（文部科学省資料）

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 始業時、いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 机と机の間に不自然な隙間がある
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編制の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け入れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

3 月ごとの生活調査アンケート

生活調査アンケート（○月） 令和 年 月 日 田名部高校 定時制

_____年次 _____番

生活の実態を調査するために、普段の生活に関することをいくつか聞かせてください。集計のために年次と番号を書いてください。□月□日（□）～△月△日（△）の期間について回答してください。

なお、アンケートに回答するときは友だちと相談せず、素直な気持ちで丁寧に答えてください。

- 1 現在の生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1～4の中から1つずつ選びなさい。

当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	当てはまらない
-------	-------------------	---------------------	---------

ア 学校は居心地がよい	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい	1	2	3	4
ウ 授業や行事等に主体的に取り組んでいる	1	2	3	4
エ 授業の内容はよく分かる	1	2	3	4
オ 自分は何かの役に立っている	1	2	3	4

- 2 次のようなことを他の生徒からされたり、反対に他の生徒にしたりしましたか。

当てはまるものを右の1～4の中から1つずつ選びなさい。

まったく なかった	1～2回 あった	3～4回 あった	週に2回以上 あった
--------------	-------------	-------------	---------------

カ 冷やかされた・悪口を言われた	1	2	3	4
キ 叩かれた・蹴られた・押された・ぶつかられた	1	2	3	4
ク 冷やかした・悪口を言った	1	2	3	4
ケ 叩いた・蹴った・押した・ぶつかった	1	2	3	4

- 3 次のことについて、困っていることや悩んでいることはありますか。当てはまるものを右の1～4の中から1つ選びなさい。

困っていない	困っていない が気にはなる	少し 困っている	かなり 困っている
--------	------------------	-------------	--------------

コ 勉強・成績	1	2	3	4
サ 卒業後の進路	1	2	3	4
シ 他の生徒との人間関係	1	2	3	4
ス 家庭、アルバイトや就業	1	2	3	4

4 学期ごとのいじめアンケート（記名）

いじめアンケート（○学期） 令和 年 月 日 田名部高校 定時制

_____年次_____番 氏名_____

- ・このアンケートは、皆さんの生活の質を向上させるために実施するものです。ここに書いたことで皆さんの不利益にならないよう、先生方全員で十分に注意します。なお、罰すること等が目的ではありませんので、**素直な気持ちで丁寧に答えてください。**
- ・□月□日（□）～△月△日（△）の期間について回答してください。
- ・提出は●月●日（●）とし、配布された封筒に入れて提出してください。

質問1 次のことについて、自分に当てはまるものに○を付けてください。

①冷やかす・からかい・悪口を言われた	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
②仲間はずれ・無視をされた	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
③叩く・蹴る・ぶつかるなどされた	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
④金品をたかる・壊す・汚すなどされた	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑤嫌なことを無理にさせられた	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日
⑥誰でも見られるネット上で誹謗中傷された	ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日

質問2 上の質問1の①～⑥で「ない」以外に○を付けた人は、いつ頃・誰に・何をされたかを具体的に書いてください。

--

質問3 **自分以外の生徒が**、質問1のようなことをされているのを見た・聞いたことがあれば具体的に書いてください。

--

質問4 **自分が**、質問1のようなことを他の生徒にした場合、いつ頃・誰に何をしたかを具体的に書いてください。

--

5 対象別いじめへの具体的対応（青森県教育委員会 いじめ問題対応の手引き 平成26年3月）

（1） いじめられている生徒への対応

まず学校（教職員）がいじめ問題の解決に本気で取り組む姿勢と、いじめられている生徒を守り通すという立場を明確に示し、生徒に頼られる存在となる必要があります。そのために、まずは、その生徒が受けたつらい気持ちを受け止め、寄り添うことが大切です。

〔初期対応〕

手順	具体的な対応
いじめられている生徒の体の安全と心の安全を確保する	(1) 学校はいじめられている生徒を全力で守ることを、その生徒に伝える。 (2) 安全を確保する。(安全な場所の確保及び寄り添い、登下校時の見守り等) 〔留意点〕 ・生徒が安心できる状態になっているかを、生徒の様子や保護者の情報等から判断する。
事実関係を把握する	(1) いじめられていると訴えてきた生徒に対して、「あなた（の言うこと）を信じているよ」というメッセージを伝え、その生徒の訴えをよく聞いて、学校が確実に対応することを伝える。 (2) 学級担任又は生徒が話しやすい教職員が複数で対応し、客観的に把握する。 ＜把握したい事実関係＞ (ア) いつから、どこで (イ) 誰に、どんな行為をされたか (ウ) 身体の状態確認（怪我やあざ等） (エ) いじめられたときの気持ち (オ) 現在の気持ち (カ) 周囲（友達、学級、諸活動）の様子はどうか (3) 指導や取組の経過が見えるよう、「組織」に集められた情報は時系列で記録し、情報の収集と共有化を図る。 〔留意点〕 ・生徒の話す内容を受容する。 ・うなずきながら話を聴く。 ・話をせかしたり、問い詰めたりせず、じっくりと待つ姿勢で聴く。
いじめられている生徒の心のケアをする	(1) 学校と保護者が手を取り合い、生徒を守り通すという強いメッセージを伝え、心の安定を図る。 (2) 養護教諭や学級担任をはじめとする全教職員やスクールカウンセラー等と、いつでも相談できることを伝える。 (3) 自分を傷つけることがないか保護者と協力して様子を見守り、必要に応じて、自分を傷つけてはいけないことを生徒に伝える。 〔留意点〕 ・保護者と密に連携を取り、同じ方針で対応するように努める。 ・いつでも教育相談できる体制をつくる。 ・新たに得られた情報は、随時「組織」内で共有する ・教師の主観や感情で、叱責、説教に偏らないようにする。

〔継続支援と再発防止〕

手順	具体的な対応
今後について話し合う	(1) いじめられている生徒が今後（誰に）どうしてほしいと思っているか、自分はどうしたいと思っているかをじっくりと聴く。 (2) 学校（教職員）がどのような対応をしようと考えているかを、いじめられている生徒に伝える。 〔留意点〕 ・生徒の意向を尊重する。 ・「今のままのあなたを大切にしてほしい」ことを伝え、自己肯定の心情を大事にする。
継続した支援を行う	(1) 学校全体の問題としてとらえ、全教育活動を通じて、指導後の状況を注意深く観察する。 (2) スクールカウンセラーや関係機関と連携し、生徒の受けた「心の傷」のケアに努める。 (3) 人間不信や対人恐怖症等を払拭できるよう、相談や日記・手紙などを通じて生徒と関わりを持って支援する。 (4) 生徒が自分に自信をもって生活できるよう、褒めたり認めたりしながらよさを見つけ、進んで取り組めるような活動を通して、より肯定的に関わっていく。 (5) いじめられた生徒を含む全ての生徒を取り巻く環境（学級、学年、委員会、部活動など）が「居心地のよい環境」となっているか総点検し、必要に応じて改善する。 〔留意点〕 ・一時的な指導で終わるのではなく、観察や声がけを継続的にやっていく。 ・友達の前での声がけに注意する（陰湿化、潜在化する可能性がある。） ・いじめられた生徒の「命が危険にさらされていないか」等を見極め、少しでもその可能性を感じた場合は、躊躇することなく保護者や関係機関と連携し迅速に対応する。 ・心の回復状況の遅れ等、場合によっては、専門機関・関係機関を紹介する。

（２） いじめられている生徒の保護者への対応

いじめられている生徒同様にその保護者も深く傷ついています。一刻も早い対応と問題の解決を求める余り、冷静さを欠いている場合も考えられます。保護者の対応に当たっては、生徒がいじめを受けたことへの怒りやつらさ、不安な思いを受け止め、理解しようと努める姿勢が大切です。

〔初期対応〕

ア いじめの事実が確定する前やいじめの情報が不足していて、いじめられている生徒の保護者からも情報収集が必要になった場合

手順	具体的な対応
保護者の話を聞く	(1) 家庭訪問したり保護者に来校してもらったりなどして、直接会って対応する。 (2) 複数の教職員で対応し、「誰に、いつから、どんないじめを受けていた（いる）のか」「いじめられた本人は、どんな気持ちでいた（いる）のか」「家で変わった様子、気になることはないか」等を聴く。 (3) 緊急会議を開き、迅速に事実関係の把握に努めることと、いじめの事実が認められたときは今後の対応について保護者へ伝えることを約束する。 〔留意点〕 ・電話での聴き取りは避ける。 ・聴き取りの記録をとることの了解を得る。 ・保護者からの訴えでいじめの事実が分かった場合は、「私たちの気付かないところでした。」「よく教えてくれました。」など、情報提供に対する感謝の気持ち、場合によっては謝罪の気持ちを伝えるようにする。

イ いじめの事実を確認した後で、保護者へ説明することになった場合

手順	具体的な対応
保護者に事実関係等を伝える	(1) 家庭訪問したり保護者に来校してもらったりするなどして、直接会って説明する。 (2) 複数の教職員で対応し、いじめの経過や学校の取組などの記録を準備した上で、保護者に誤解を招かないよう誠意を持って説明する。 ○「誰に、いつ頃から、どんないじめを受けていた（いる）のか」「いじめられた本人は、どんな気持ちでいた（いる）のか」を伝える。 (3) 解決へ向けての方策や見通しを伝える。 (4) 生徒のために一緒に考え、ともに支えていきたいということを伝える。 (5) 保護者からの学校への要望を聞く。 (6) 生徒のことで、当面気を付けなければいけないことについて、一緒に検討していく。 【留意点】 ・保護者の心情を十分に理解するとともに、学校としての明確な指導方針を説明し、生徒を守るという姿勢の下で信頼関係をつくる。 ・以後の経過や結果について連絡する。
保護者の気持ちを共感的に受け止める	(1) 自分の子どもがいじめられていると知った保護者のつらい気持ちや不安、考え等を聴く。 【留意点】 ・学校側の責任を回避するような発言・説明は控え、学校で起こったことへの謝罪の気持ちを伝える。 ・学校や担任への批判もしっかり聴き、釈明が必要な場合は、保護者の気持ちを十分に聴いた後で行う。

〔継続支援と再発防止〕

手順	具体的な対応
定期的な情報交換と協力要請を行う	(1) 全教職員が、全力で生徒を守ることを伝える。その上で、「早期解決を急ぐあまり、対応を誤ると形式的な解決にとどまり、場合によっては逆効果になりかねないこと」、「いじめ問題の解決には、いじめに関わった全ての生徒の心の安定と内面的成長が必要であり、根気強く取り組むことが必要であること」等を誠実に伝え、学校の取組に対して理解を求める。 (2) いじめの解決に向けた取組について、保護者が納得できるよう具体的に説明する。 ○今後、どのように指導していくのか。 ○生徒をどのように守るのか。 ○生活環境の改善に、どのように取り組むのか。 (3) 家庭で気をつけてほしいことについてお願いする。 ○生徒に寄り添い、保護者が自分を守ってくれることを感じ取らせる。 ○いじめのきっかけや内容等について聴く場合は、冷静にゆったりとした雰囲気の中で行う。 ○「いじめに負けるな」「頑張れ」の励ましは、生徒を苦しませる場合があるので留意する。 (4) 心の回復状況の遅れ等、場合によっては、専門機関・関係機関を紹介する。 【留意点】 ・いじめられた生徒の保護者は、いじめの状況によっては冷静さを欠いていることがあるため、いじめの発覚段階において、いじめられた生徒がもつ課題やいじめた生徒を擁護する発言は避ける。 ・場合によっては、保護者の要望により<u>学習の機会を保証した上で</u>、緊急避難として欠席させることもあり得ると考えられるが、この場合は、学級や学年経営の改善や生徒との話し合いなど、いじめ問題解決に向けた極めて積極的な取組が優先される期間であり、短期間が原則となる。

ウ いじめられている生徒といじめている生徒の言い分が異なる場合

手順	具体的な対応
固定観念にとらわれず、双方の言い分をよく聞く	・ いじめられている生徒といじめている生徒の双方の言い分をよく聞き、食い違っている部分こそ指導の課題となることが多い。このとき、「希望的観測をしない。」「固定観念や硬直したイメージにとらわれない。」ということに留意する。 ・ 双方の言い分の食い違いが1対多数の場合には、多数の意見が正しいと思われがちであるが、いじめの場合はいじめている側が口裏を合わせている可能性があるので注意する。 ・ 周りの生徒がいじめを知らせてきたとき、いじめられている生徒がいじめられていることを認めない場合がある。その後の状況や態度をよく観察して判断する。

(3) いじめている生徒への対応

いじめの背景にある、いじめる側の生徒の心理を読み取りながら対応することが極めて必要です。いじめの中心になっている生徒は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情を抱えていることが少なくないからです。対応に当たっては、その生徒の人格を否定せず、事実にしかりと向き合わせる事が大切です。また、「組織」で確認された指導の方針に従って対応することが重要です。

【初期対応】

手順	具体的な対応
事実関係等を把握する	(1) 事実関係を客観的に聴き取る。 (2) 事情聴取の内容を「組織」に報告し、事実関係の把握を組織的に正確かつ迅速に行う。 ＜把握したい事実関係＞ (ア) いつから、どこで (イ) 誰に、どんな行為をしたか (ウ) 動機や理由は (エ) 当時の気持ちは (オ) 現在の気持ち (カ) 周囲（友達、学級、諸活動）の様子はどうだったか 【留意点】 ・ 時系列に沿って、事実関係の整合性を確認しながら、聴取を行う。 ・ 教師は先入観を持たずに、聴取する。
いじめ行為を即時停止させる	(1) 確認した事実をもとに、いじめに関する行為を直ちに停止させる。 【留意点】 ・ いじめを把握した段階で、即座に行為を止めさせることができれば、より深刻な事態に発展することを十分認識する。 ・ いじめた生徒についても、生命の安全には最大限の注意を払い、聴取が始まってから自宅に戻るまで、その生徒から目を離さないようにする。 ・ 速やかに保護者に事実関係を伝え、連携して指導に当たる。 ・ いじめた生徒の心情にも十分配慮する。
いじめの態様に応じた指導・支援を行う	(1) 行為の不当性を理解させる。 ○「何がいじめなのか、なぜいけないのか」を十分説明する。 ○いかなる理由があろうとも、いじめは許されない行為だということを十分に伝える。 (2) 相手の心の痛みに気付かせる。 ○いじめられた生徒の苦しさや不安などを具体的に伝える。 【留意点】 ・ 必要に応じて、役割演技などを活用し、相手の心情を理解させる。 ・ いじめた生徒が、自らの行為を反省し、本心から謝罪できる状態にすることに努める。 ・ いじめの事実が確定したら、いじめた生徒が、いじめられた生徒に対して、謝罪する機会を設ける。
いじめている児童生徒の心のケア	(1) カウンセリングの技法を取り入れる等して、生徒がいじめに至った要因や背景について、深く心情を探り、理解に努める。 (2) 生徒が抱えている不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情を受け止める。 (3) 継続して関わりを持ち、生徒との信頼関係づくりに努める。 【留意点】 ・ いじめた生徒の心情に配慮する。 ・ 教師の主観や感情で、叱責、説教に偏らないようにする。

〔継続支援と再発防止〕

手順	具体的な対応
いじめの態様に 応じた指導・支援をする	(1) いじめた生徒に対して継続的に教育相談を行う。 ○生徒が一人で問題を抱え込まないように、気軽に相談できる体制をつくる。 ○生徒が主体的に解決できるように、必要な支援を行う。 ○いじめた生徒の気持ちをよく聴き取り、いじめに関わる原因のうち、取り除くことが可能なものに関しては、できるだけ早く取り除く。 ○いじめた生徒のよさやうまくできていること、あるいは解決したい気持ちに焦点を当て、自信ややる気を引き出しつつ、解決に向けた具体的な行動を支援する。 ○学級内での役割を果たすことを通し、自己肯定感を育むようにする。 ○継続した関わりをもち、生徒との一層の信頼関係作りに努める。 ○生徒をよく観察したり、生活ノート等を提出させたりするなどして、日々の生徒理解を十分に行う。 (2) いじめに向かわない集団づくりをする。 ○授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける場所（居場所）をつくる。 ○授業や行事の中で、すべての生徒が活躍できる場面（絆づくりのための場づくり）を設定する。 ※集団づくりのために、活用できる手法等 ：構成的グループエンカウンター、ピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング、アンガーマネジメント、ストレスマネジメント教育、ライフスキルトレーニング、キャリアカウンセリング 〔留意点〕 ・新たな情報は、随時「組織」で共有する。

（４） いじめている生徒の保護者への対応

いじめ問題を解決するため、いじめている生徒の保護者にもその事実を伝え、その解決のため、協力を仰ぐことが必要です。しかし、保護者への連絡や報告、相談を間違った形で行うと、問題がすり替わり、指導がいじめの解決に結び付かないことがあります。

早急に校内で指導方針を確立し、共通理解した上で対応する必要があります。

〔初期対応〕

手順	具体的な対応
事実関係を伝える	(1) 保護者に来校してもらう（電話等ではなく）などして、直接会って対応する。 (2) 複数の教職員で対応し、いじめの家庭や学校の取組などの記録を準備した上で、保護者に誤解を招かぬよう誠意をもって説明する。 ○「誰に、いつ頃から、どんないじめを行っていた（いる）のか」「いじめられた相手は、どんな気持ちでいた（いる）のか」を伝える。 (3) 解決に向けての方策や見通しを伝える。 (4) 生徒のために一緒に考え、共に支えていきたいということを伝える。 (5) 保護者からの学校への要望を聞く。 (6) 生徒のことで、当面気をつけなければいけないことについて、一緒に検討していく。 〔留意点〕 ・必ず複数の教師で対応する。 ・事実を時系列に沿って、保護者に正確に伝える。 ・いじめに至った要因や背景について、学校と保護者とで共通理解を図る。
家庭へ協力を要請する	(1) 「組織」で確認した、指導の方針等を伝える。 (2) 保護者の気持ちを共感的に受け止めた上で、協力を依頼する。 〔留意点〕 ・普段から保護者と信頼関係を築いておくことが、問題解決に結び付く。 ・事実関係を伝えるときに、学校・教師側の主観を交えない。 ・再発防止の方策を保護者と共に検討する。 ・生徒を共に育てるという姿勢を貫き、家庭の養育姿勢等は責めない。 ・いじめた生徒の保護者が、いじめの事実について納得したことを確認したら、必要に応じて、いじめられた生徒の側へ謝罪する機会を設ける。

〔継続支援と再発防止〕

手順	具体的な対応
定期的な情報交換と協力要請を行う	(1) 今後の指導方針について報告し、理解と協力を得る。 (2) 学校の指導状況及び現状を定期的、客観的に伝える。 (3) 家庭での生徒の様子を聴くとともに、保護者の意向を確認する。 〔留意点〕 ・保護者を責めても、問題は解決しない。いじめに至った要因や背景について、学校と保護者とで共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢が大切である。 ・いじめ解決に向けた学校の方針と取組について具体的に説明する。 ・新たな情報は、随時「組織」内で共有する。 ・保護者の悩みや心情を受け止めるようにする。

(5) 周りの生徒への対応

いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要です。

しかし、そのことを責めるのではなく、心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを生徒に伝えていくことに重点を置いて指導していくことが重要です。

〔初期対応〕

手順	具体的な対応
いじめの事実を学級（学校）全体に伝える	(1) いじめの概要について説明する。 ○いじめた生徒、いじめられた生徒が特定されないよう配慮する。 ○いじめられた生徒が深刻な心理状態にあると判断した時は、保健室等に待機させる。 (2) その行為によって受け取る側が傷つけば、いじめであるということを伝え、理解させる。 (3) 「いじめられた側にも問題がある」と考えることは、いじめを容認することになり、絶対にあってはいけないことを伝える。 (4) いじめられた生徒の苦痛や恐怖、不安について、真剣に話す。 (5) 学級（学校）の全員でこの問題を考え、取り組み、解決していきたいことを伝える。 〔留意点〕 ・傍観者の気持ちに理解を示す。 ・いじめは人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為であることを伝える。

〔継続支援と再発防止〕

手順	具体的な対応
いじめ問題をみんなの問題として考えさせる	(1) いじめに対して、自分の立場はどうであったか、そのことの問題点、また、その背景にどんな気持ちがあったか考えさせる。 (2) 自分はどうすべきであったか、これからどうすべきかについて話し合ったり、考えさせたりする。 ○いじめに気付いた時、どうするか、じっくり話し合う。 (3) 今後どんな学級にしていきたいかについて話し合う。 ○何をどんな手順で行うかなどについて、具体的に話し合う。 〔留意点〕 ・生徒会活動との関連を図り、「いじめなくし隊」を結成するなど、生徒が主体的に活動していくようにしたい。
人権尊重を基盤とした、心の通う温かい学級づくりを進める	(1) 全教育活動を通じて、人権の尊重について指導していく。 (2) 生徒の集団の中ではたらく心理を理解して、生徒たちが内面にもっている規範意識を行動に結び付けていく。 〔留意点〕 ・「ロールプレイング」などを通して、いじめられている生徒のつらさを体験的に感じさせることも有効な指導の一つである。なお、「ロールプレイング」をする場合は、交友関係や状況を十分に把握した上で、専門的な研修を積んだ人の協力を得ながら実施するなどの配慮が必要である。

（６） 当事者以外の保護者への対応

いじめ問題が発生した場合、当事者（いじめた生徒・いじめられた生徒・その保護者）間での解決を図るだけでなく、いじめの内容によっては、他の保護者やＰＴＡ、関係機関に対し、説明を行ったり、協議等をしたりする場（保護者会等）を設けることも考えなければなりません。

《「当事者以外の保護者等への対応が必要と考えられる場合」の例》

○一人又は少数の生徒を学級の多くの生徒が長期にわたっていじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合

⇒学級保護者会の開催を検討する

○金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級（学年、学校）全体に不安やおそれを感じさせ、深刻な影響を学級（学年、学校）全体に与えていると考えられる場合

⇒学級（学年、学校）保護者会の開催を検討する

○保護者の間で、いじめをめぐる情報が、事実とは異なる内容で広がり（広がる恐れがあり）、保護者との共通理解を図る必要が生じた場合

⇒学級（学年、学校）保護者会の開催を検討する

〔保護者会の開催（例）〕

手順	具体的な対応
当事者から説明会開催の了承を得る	(1) あらかじめ、いじめに関わった生徒の保護者等に、保護者説明会開催の趣旨を説明し、同意を取り付ける。 〔留意点〕 ・保護者説明会は、特定の生徒や保護者を非難するために行うのではなく、いじめの事実を確認し、いじめが許されないものであり、新たないじめが発生しないようにするために行うものであることを当事者に理解してもらうようにする。 ・場合によっては、ＰＴＡ会長等の学校関係者にも、開催についてあらかじめ説明し、理解を求める。
いじめの概要と学校が行ってきた対応を伝える	(1) いじめの概要（事実関係）について説明する。 (2) 学校として、いじめにどのように取り組んできたかを説明する。 〔留意点〕 ・校長や教頭、生徒指導担当者など、複数の教師で対応する。 ・いじめた生徒、いじめられた生徒が特定されないよう配慮する。 ・内容を正確に伝える。
今後の対応方針を伝える	(1) 学校として、今後どのように対応（指導）していくのかを説明する。 〔留意点〕 ・明快な説明を心掛ける。
質疑を行う	(1) 保護者からの質問に答える。 〔留意点〕 ・個人情報やプライバシーに十分に配慮しながら、誠実に対応する。したがって、公表できないことは、公表できない理由を述べて、きっぱりと断る。 ・推測や憶測で回答しない。また、明らかになっていないことは、その旨を率直に伝え、無理に回答しないようにする。 ・質問する保護者も回答する学校側も、感情的にならないようにする。
保護者に依頼したいことを伝える	(1) 学校の今後の対応方針を理解してもらい、協力してほしいことを伝える。 (2) いじめの内容については、慎重に扱ってほしいことを伝える。 〔留意点〕 ・いじめは人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないこと、いじめはどの生徒にも起こり得るものであること等を理解してもらう。

（７） 関係機関との連携

いじめ問題の早期解決のためには、学校だけで抱え込むことなく、教育委員会を始め関係機関との連携を図ることが必要です。そのためには、「組織」に、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家をあらかじめ加えておくことが大切です。

特に、次のような状況にある場合、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

○いじめの内容が複雑又は深刻な場合

特に犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合は、警察との連携が必要

○生徒の心理的なケアが必要であると判断した場合

○生徒や保護者が、教師（学校）には相談しにくい状況にあると判断した場合

○いじめを繰り返す等、校内での指導の効果が十分に認められない場合

○学校間・異年齢にまたがる集団によるいじめの場合等

ア 連携を図る上での配慮事項

（ア） 連携先の検討

関係機関に関する情報（専門分野・業務内容・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費など）を日頃から把握しておくことが大切です。

問題の性質や生徒・保護者の状況を十分に分析するとともに、関係機関等の性質や専門性に照らした連携を図るようにします。

（イ） 保護者の理解

保護者の不安な気持ちを受け止めながら、連携の必要性やその意義、連携先、期待できる効果、その後の学校の対応等について保護者に十分説明し、理解を得るようにします。

（ウ） プライバシーの保護

情報は、いじめに関係する生徒やその保護者の人権やプライバシーを尊重する中で、適切に共有化を図るようにします。また、連携する機関等との間で守秘義務を徹底する必要があります。

（エ） 関係機関の専門性・機能が十分発揮できる体制づくり

教師が一人の判断で行うのではなく、「組織」が中心となり、校内の指導体制の確立を図った上で、校長が判断し学校の指導体制の一貫として連携することが重要です。そのためにも、いじめに関係した生徒やその保護者に対して、誰がどのように関わるかなど具体的な役割分担を決め、互いの関わりについて共通理解を図りながら指導・支援を進めることが大切です。連携を開始したからといって任せきりにしてしまうと、学校と生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまうため、学校の主体性をもった取組を継続していくことが必要です。

イ 具体的な連携期間

各学校の今まで連携してきている機関をはじめ、主な連携機関については、連絡先一覧を作成するなど必要なときにすぐ連絡をとれる体制を整えておくことが大切です。主な連携先としては、県教育委員会の相談機関、身近な市町村教育委員会の相談機関、警察、児童相談所、福祉施設、学校医などが考えられます。他にも身近にいる民生委員・児童委員との連携も図っていくことが必要です。

※民生委員・児童委員

主任児童委員（改選時に配布される名簿参照）と連絡を取り、関係する地域の民生委員を紹介してもらいます。主任児童委員は調整役にもなります。名簿がないときは、市町村役場の福祉課（民生委員担当課）に問い合わせましょう。